

府議案件 N○. 1

平成25年10月29日

所管 健康福祉局 障害福祉部

| | |
|----------------------|--|
| 件名 | 堺市による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針(案)の策定について |
| 経過・現状 政策課題 | <p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者が自立した生活を送るために、就労による経済的基盤の確立が重要であり、障害者が働く障害者就労施設等の経営基盤の強化が必要 ○ 民間企業に比べて競争力の弱い障害者就労施設等に対しては、国や地方公共団体等の配慮が必要 <p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年4月、障害者優先調達推進法が施行 国や地方公共団体等に、障害者就労施設等から優先的に物品等を購入する努力義務を規定 |
| 対応方針 今後の取組 (案) | <p>【目的】</p> <p>市が自ら率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進することにより、障害者就労施設等が供給する物品等の市全体の需要の増進を図ることをもって、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市のすべての組織に適用する ○ 庁用品、清掃等、障害者就労施設等が供給可能な物品や役務の調達を推進する(別表のとおり) ○ 調達実績額が前年度の調達実績を上回るよう取り組む ○ 障害者就労施設等の情報を府内ホームページに掲載する ○ 障害者就労施設等から物品等を調達する際の府内の発注業務を簡素化する ○ 毎年度、障害者就労施設等からの調達実績を公表する <p>【スケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年11月1日 本方針の策定・施行 |
| 効果の想定 | ○ 市内の障害者就労施設等の受注率の向上 |
| 関係局との 政策連携 | 財政局 |

平成 25 年度 堺市による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（案）

平成 25 年 11 月 日策定

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条の規定に基づき、市が障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定めるものである。

1. 目的

市が自ら率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進することで、障害者就労施設等が供給する物品等に対する市全体の需要の増進を図ることをもって、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資することを目的とする。

2. 用語の定義

本方針において「障害者就労施設等」とは、法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する次に掲げる施設等とする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 生活介護事業所
- (4) 就労移行支援事業所
- (5) 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (6) 小規模作業所
- (7) 特例子会社
- (8) 重度障害者多数雇用事業所
- (9) 在宅就業障害者
- (10) 在宅就業支援団体

3. 適用範囲

本方針は、市のすべての組織に適用するものとする。

4. 調達を推進する物品等

市が調達を推進する物品等は、庁用品、各種記念品、食料品、印刷、清掃、郵便物の封入など、障害者就労施設等が供給することが可能なものとする。

5. 調達目標

市は、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努め、調達実績額が前年度の調達実績を上回るよう取り組むものとする。

6. 調達の推進方法

市は、契約手続きの透明性の向上及び公正な競争の確保に留意するとともに、調達に関する他の施策又は他の行政目的との調和を図りつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次に定める事項について取り組むものとする。

- (1) 障害者就労施設等に対する情報提供として、一般競争契約等による調達に関する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報を、ホームページへの掲載等により提供するよう努めるものとする。
- (2) 障害者就労施設等が供給する物品等に関する情報を府内ホームページに掲載するなどし、発注業務の円滑化を図るものとする。
- (3) 障害者就労施設等から物品等を調達する際は、堺市契約規則（昭和 50 年規則第 27 号）第 12 条第 1 項第 4 号を適用し比較見積書を省略することができるものとするなど、府内における発注業務の簡素化を図るものとする。
- (4) 障害者就労施設等からの物品等の調達に際して、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約についても積極的に活用するよう努めるものとする。

7. 授産活動支援センターの活用

市は、障害者就労施設等（2 の(7)から(10)を除く）から物品等を調達する場合は、物品等の調達に関して当該施設にあっせんし又は仲介する等の業務を行う授産活動支援センターを活用するものとする。

8. 調達実績の公表

市は、当該会計年度の終了後、障害者就労施設等からの物品等の調達実績の概要を取りまとめ、ホームページ等により公表するものとする。

9. 担当窓口

本方針の担当窓口は、健康福祉局障害福祉部障害者支援課とする。

10. 公契約における障害者の就業を促進するための措置

市は、法第 10 条の規定に基づき、公契約において競争に参加するものに必要な資格を定めるに当たり、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 1 項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用している事業主であるかについて申告を行わせることとする。

11. その他留意すべき事項

市は、障害者就労施設等の受注機会の増大を図るため、物品等の調達に当たっては、次に定める事項について留意するものとする。

- (1) 物品等の調達の必要性が新たに生じた場合は、障害者就労施設等からの調達の可能性につ

いて検討するよう努めるものとする。

- (2) 物品等の調達は、可能な限り計画的なものとするとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期又は履行期間の設定に努めるものとする。
- (3) 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等との契約が円滑に行われるよう、必要に応じ障害者就労施設等に対して規格等必要な事項について懇切丁寧に説明するよう努めるものとする。

障害者就労施設等が供給できる物品及びサービス 一覧表

| | 品 目 | 内 容 |
|---|-------|--|
| 1 | 食料品 | 弁当、パン、洋菓子(クッキー、ラスク、ケーキなど)、和菓子(わらびもち、団子など)、農作物(野菜、干し野菜など)、その他(味噌、昆布、真空パックカレー、ゴーヤ茶、漬物など) |
| 2 | 庁用品 | 付箋、ノート、名札ストラップ、布巾 |
| 3 | 小物雑貨 | 縫製品(コースター、ストラップ、ティッシュカバーなど)、木工品(写真立てなど)、手芸品(アクリルたわしなど)、装飾品(パワーストーン、ビーズアクセサリーなど)、陶芸品(箸置きなど)、紙製品(はがき、一筆箋など)、その他(あぶらとり紙、Tシャツ、染物品など) |
| 4 | 印刷物 | 名刺、一般印刷物 |
| 5 | 清掃 | 建物清掃、屋外清掃、除草・灌水 |
| 6 | 情報処理 | 封入・封緘、ポスティング |
| 7 | その他役務 | 洗車 |

※納期、供給量については、各障害者就労施設等と要相談